

岸和田市告示第 142 号

次のとおり、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び岸和田市財務規則（平成 9 年規則第 11 号。以下「財務規則」という。）第 104 条第 1 項の規定により公告する。

令和 4 年 4 月 20 日

岸和田市長 永野 耕平

1 入札に付する事項

(1) 件名

第 26 回参議院議員通常選挙に伴う投票所入場券等作成、封入封緘及び納品業務

(2) 履行場所

岸和田市選挙管理委員会事務局

(3) 契約期間

契約締結日から当該通常選挙の期日まで

(4) 業務の概要

第 26 回参議院議員通常選挙に伴って有権者に投票所入場整理券（公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 31 条第 1 項の投票所入場券をいう。以下同じ。）を送付するため、岸和田市選挙管理委員会事務局から提供する有権者情報等をもとに投票所入場整理券及び投票所入場整理券用窓付き封筒の作成を行い、投票所入場整理券の封入封緘を行った後の物品を納品する業務

(5) 入札方法

価格で落札者を決定する条件付一般競争入札（施行令第 167 条の 5 の 2）により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

(1) 応募者は、「令和 4 年度岸和田市指名競争入札参加資格」を有する者であること。

(2) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(3) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。

(4) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にある者でないこと。

(5) 過去 5 年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

(6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマークを付与されている者であること。

3 入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を岸和田市選挙管理委員会事務局まで持参により提出し、本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申込書

イ 受注実績一覧

ウ プライバシーマークを付与されていることが確認できる書類

(2) 条件付一般競争入札参加申込書等の提出

令和4年4月20日(水)から同月28日(木)までの午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日及び日曜日並びに正午から午後0時45分までの時間を除く。)の間に、岸和田市選挙管理委員会事務局まで持参により提出すること。

(3) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果、入札参加を認められなかった者については、書面によりその理由を付して通知するものとし、その他の者については参加資格を得たものとする。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 当該業務の仕様書等は、令和4年4月20日(水)から同年5月10日(火)まで、岸和田市公式ウェブサイトより閲覧又はダウンロードすることができる。

(<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/73/>)

(2) 仕様書等に関する質疑がある場合は、令和4年4月28日(木)午後5時までに、次の送付先に質疑書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。また、電子メールの送信後、本市担当まで電話により着信確認をすること。

送付先 岸和田市選挙管理委員会事務局

電話番号 072-423-9693 (直通)

メールアドレス senkan@city.kishiwada.osaka.jp

当該質疑に対する回答は、令和4年5月9日(月)に入札参加資格を得た者全員に回答書を参加申込書に記載された連絡用メールアドレスに電子メールで送付する。ただし、入札参加を認められなかった者については回答しないものとする。

5 入札要項等の配布

令和4年4月20日（水）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日及び日曜日並びに正午から午後0時45分までの時間を除く。）の間に、岸和田市選挙管理委員会事務局にて、入札参加資格者に入札要項兼入札通知書を手交により配布する。

6 入札執行の日時及び場所

令和4年5月11日（水）午後2時

岸和田市職員会館1階選挙管理委員会室

※ 入札時刻に遅刻したものは、失格とする。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託入札心得第9条に該当する入札

(2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

8 入札保証金

本入札に参加を希望する者は、財務規則第106条の規定により入札予定金額の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第108条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

9 契約保証金

財務規則第121条の規定により、契約金額に100分の10を乗じて得た額以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第123条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

10 契約に関する事項

契約条項は、令和4年4月20日（水）から同年5月10日（火）まで、岸和田市公式ウェブサイトより閲覧又はダウンロードすることができる。

(<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/73/>)

11 その他

(1) 現場説明については、これを省略する。

(2) 落札者が契約の日までの期間に、第2項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対し何ら責任を負わないものとする。

12 入札及び契約に関する問合せ先

岸和田市選挙管理委員会事務局

電話 072-423-9693（直通）